

加工食品の賞味期限および消費期限について、世間の関心は高い。気になる日付の表記はどのように標準化されているのであろうか。

賞味期限および消費期限については、「加工食品品質表示基準」（農林水産省告示第 513 号，2000-03-31）に以下のような記述がある。[この基準の所管は 2009 年に消費者庁に移ったが，表示についての変更はない]

#### 第 4 条 加工食品の表示の方法

(6) 消費期限又は賞味期限を，次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が 3 か月以内のものにあつては，次の例のいずれかにより記載すること。ただし，(イ)，(ウ)，(エ) の場合にあつて，「.」を印字することが困難であるときは，「.」を省略することができる。この場合において，月又は日が 1 桁の場合は，2 桁目は「0」と記載すること。\*

平成 12 年 4 月 1 日

12.4.1

2000.4.1

00.4.1

\* 著者注記：この表現は不適切。消費者庁の担当者に問い合わせたところ，「月または日の表記に 2 桁をあて，1 桁目は「0」と記載すること」が正しい表記だとの回答を得た。

日付の表記を標準化したといっても，このような多種類を認めている。

一方，国際規格から誘導される表記はどうなっているのだろうか。関係する国際規格は ISO 8601:2004 Data elements and interchange formats - Information interchange - Representation of dates and times である。対応する日本工業規格 JIS X 0301:2002 はその 2000 年版だが，表記に変更はない。日付表記および時刻表記の例を以下に示す。

#### 1. 日付表記：年-月-日

完全表記：基本形式	19850412
拡張形式	1985-04-12
下位省略表記：基本形式	198504
拡張形式	なし
上位省略表記：基本形式	850412
拡張形式	85-04-12

#### 2. 時刻表記：時：分：秒

完全表記：基本形式	232050
拡張形式	23:20:50
下位省略表記：基本形式	2320
拡張形式	23:20

上位省略表記：基本形式	-2050
拡張形式	-20:50

#### 3. 日付時刻表記：

完全表記：基本形式	19850412T101430
拡張形式	1985-04-12T10:14:30

#### 4. 時間間隔表記：

完全表記：基本形式	19850412T232050/19850625T103000
拡張形式	1985-04-12T23:20:50/1985-06-25T10:30:00

上位省略表記：

基本形式	19850412/0625
拡張方式	1985-04-12/06-25

#### 5. 元号表記：

明治	M45.07.29	または	明	45.07.29
大正	T15.12.24	または	大	15.12.24
昭和	S64.01.07	または	昭	64.01.07
平成	H01.01.08	または	平	01.01.08

数字で表記する際に気をつけねばならないことを列挙しておこう。

年月日の順序：日本では月の表記に数字を使用し，日付の順序を年月日にしているから，国際規格の導入に抵抗はない。しかし，欧米では月を数字で表記する習慣はない。古い話題で恐縮だが，欧州の抄録誌に「01-04-50」という表記があり，ドイツ流だと 1950 年 4 月 1 日，英国流だと 1950 年 1 月 4 日になるということを知ったのは，それから 10 年後のことであった。

暦週の初日：商業目的には週の始まりとして月曜日よりもっとも適切であるとされ，土曜日と日曜日は週末と位置づけられている。したがって，週の第 1 日は月曜日，数字表記では「01」となる [JIS X 0301, 4.3.2.2]。しかし，この規定は徹底せず，週のはじめを日曜日と位置づけるカレンダーや手帳は数多い。

暦年の初週：ある年の最初の暦週はその年の最初の木曜日を含む週であり，最後の暦週はその年の最後の水曜日を含む週である [JIS X 0301, 4.3.2.2]。1 月 1 日が水曜日であれば，この日は前年の最後の週に所属し，木曜日であれば，この日は新年の最初の週に所属するということである。

元号の表記：暦年を西暦で表記するか元号で表記するかについては，法的規制は存在しないという。それぞれの慣習に従って表記してよいらしい。（太田泰弘）